

## 上監委告第 11 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 3 年 11 月 29 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 大 島 洋 一

### 記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 監査の種類   | 定期監査  |
| 2 監査の対象   | 名立区総務・地域振興グループ、教育・文化グループ  |
| 3 監査の着眼点  | 収入事務は適正か。<br>委託料等の契約事務等は適正か。<br>補助金の交付事務は適正か。<br>前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。   |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。  |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局   |
| 6 監査の日程   | 令和 3 年 10 月 1 日～令和 3 年 11 月 24 日  |
| 7 監査の結果   | 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。<br><br>(1) 指摘事項 なし<br><br>(2) 注意事項 7 件 <ul style="list-style-type: none"><li>① 契約事務に関すること 1 件</li><li>② 検収事務に関すること 1 件</li><li>③ 事務執行に関する事 1 件</li><li>④ 補助金等交付事務に関する事 4 件</li></ul> |